

米子市社会福祉法人に対する指導監査に係る情報の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第2項並びに米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第1条及び第3条に規定する市の責務を果たすため、同法第56条第1項の規定に基づき社会福祉法人に対して実施する指導監査（以下単に「指導監査」という。）の結果及び当該結果に基づく改善状況（以下「指導監査の結果等」という。）の公表に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の目的)

第2条 指導監査の結果等の公表（第8条第2項及び第9条を除き、以下単に「公表」という。）は、次に掲げる事項を目的として行うものとする。

- (1) 社会福祉事業の公共性を踏まえ、公表を通じて、適切に事業が運営されるように誘導すること。
- (2) 福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得ることができるようにすることにより、その利用の際の参考に資すること。

(公表する事項)

第3条 公表をする事項は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 指導監査の結果に係る公表
 - ア 指導監査の実施年月日
 - イ 社会福祉法人の名称
 - ウ 実地指導監査又は書面による指導監査の別
 - エ 指導監査を担当する課の名称
 - オ 文書により指摘した事項
- (2) 指導監査の結果に基づく改善状況に係る公表
 - ア 社会福祉法人の名称
 - イ 改善状況報告書に記載された当該改善の状況
 - ウ イに掲げる事項を確認した場合には、その旨

(公表の時期)

第4条 公表を行う時期は、次の表の左欄に掲げる公表の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	時 期
(1) 指導監査の結果に係る公表	当該指導監査の対象とした社会福祉法人に対してその結果を通知した後、速やかに
(2) 指導監査の結果に基づく改善状況に係る公表	当該指導監査に係る改善状況報告書の提出があった後又は当該報告書に記載された状況を確認した後、速やかに

(公表に係る通知)

第5条 公表に当たっては、当該公表の対象とする社会福祉法人に対し、その内容を通知するものとする。

(公表の方法)

第6条 公表は、米子市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 米子市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報については、公表を行わない。

2 公表に当たっては、特定の個人、社会福祉法人又は社会福祉施設に不利益を与えることのないよう、情報の管理には、特に注意を払うものとする。

(事実と相違していることの申出等)

第8条 公表をした事項が事実と相違していることについて、当該公表の対象とした社会福祉法人から申出を受けた場合において、その申出により当該事項を修正する必要があると認めるときは、速やかに、既に公表をしている事項を修正するものとする。

2 前項の場合には、当該事項が事実と相違していた旨を、米子市ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(規定外事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。